

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から同年9月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から同年9月まで

私の国民年金保険料は、妻の保険料と共に国民年金に加入していた全ての期間について納付したはずであり、申立期間の国民年金保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることが確認でき、納付済期間のうち、昭和44年7月1日に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、その時点で納付することができなかった期間の国民年金保険料は全て特例納付しており、申請免除期間の保険料についても全て追納し、51年4月からは付加保険料も納付しているなど、納付意識が非常に高かったことがうかがわれる上、申立期間は6か月と短期間である。

また、オンライン記録によると、申立期間前の平成4年4月から6年3月までの申立人の国民年金保険料が、毎月、ほぼ同じ日に納付されていることが確認できる上、申立期間の前後を通じて申立人の仕事に変更は無いなど、申立期間当時の生活状況に変化はうかがえないことを踏まえると、申立期間についても、それ以前と同様に発行されたと考えられる納付書により、申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 58 年 2 月から 59 年 5 月まで
③ 昭和 59 年 6 月から 61 年 3 月まで

私は、生活は苦しかったが、国民年金保険料だけは何とか納付してきたつもりであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 48 年 4 月に国民年金の任意加入被保険者となって以降、58 年 1 月までの期間の保険料については、申立期間を除いて全て納付済みとされている。

また、申立人は、保険料は遅れながらも納付していたと主張しているところ、A 市及び B 町の国民年金被保険者名簿により、申立人が被保険者となった昭和 48 年 4 月以降、同年 7 月から 49 年 3 月までの分を 50 年 12 月 27 日に、昭和 49 年度分を 50 年 12 月 24 日に、52 年度分を 53 年 12 月 8 日に、53 年度分を 55 年 2 月 12 日に、申立期間①の直前の 54 年 4 月から同年 9 月までの分を 56 年 3 月 19 日に、55 年 7 月から 56 年 3 月までの期間及び同年 6 月から 57 年 3 月までの期間分を同年 9 月 28 日に、それぞれ過年度納付していることが確認でき、申立人の主張どおりの納付状況がうかがえるとともに、これらの納付状況に加え、申立期間①の直後の 55 年 4 月から同年 6 月までの保険料を現年度納付していることを踏まえると、申立期間①の保険料を未納とすることは不自然である。

一方、申立期間②及び③について、申立人は、保険料を納付していたは

ずであると主張しているものの、納付金額、納付時期等の記憶が定かでない上、B町の国民年金被保険者名簿によると、昭和58年2月及び同年3月の納付記録欄に「未納」と表示されており、同年4月から59年3月までの納付記録欄には保険料を納付したことをうかがわせる表示は見当たらない。

また、申立期間③について、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及びB町の国民年金被保険者名簿の記録により、申立人は、昭和59年6月28日に任意加入の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立期間③は未加入期間とされていることから、保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立期間②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から55年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城厚生年金 事案 2576（事案 2088 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成21年8月2日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、その決定の基礎となる平成20年4月から同年6月までの期間において、申立人は、標準報酬月額18万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたと認められることから、18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年7月22日から21年8月2日まで

私は、平成21年8月1日まで株式会社Aに勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が関連会社の株式会社Bにおける記録となっている。当該期間は、株式会社Aに勤務し当該事業所において厚生年金保険に加入することになるはずなので、加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初の申立てにおいて、平成20年4月1日から21年7月22日までの期間及び同年7月21日から同年8月28日までの期間に係る標準報酬月額の記録の確認を求めていたところ、このうち、20年4月1日から21年7月22日までの期間については、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月の資格取得時及び同年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額18万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、同年4月から21年6月までに係る標準報酬月額の記録を18万円に訂正することが必要であり、一方、同年7月21日から同年8月28日までの期間については、申立人の標準報酬月額に係る記録は、株式会社Bが保管する賃金台帳により、申立人が主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が23年4月8日付けで行われ

ている。

今回、申立人は、申立期間は株式会社Aで勤務していた期間であり、厚生年金保険についても当該事業所において加入することになるはずであると主張し、平成21年7月22日から同年8月2日までの期間に係る年金記録の確認を求めているところ、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間については、雇用保険の記録、平成20年分給与所得の源泉徴収票、市・県民税課税証明書、雇用保険被保険者離職票、出勤簿及び事業主の証言から、申立人が21年8月1日まで株式会社Aに継続して勤務し、当該期間の標準報酬月額の設定の基礎となる20年4月から同年6月までの期間において、申立人は、標準報酬月額18万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたことが確認できる。

また、株式会社Aは、オンライン記録では平成21年7月22日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、商業登記簿の記録によれば、同社が解散したのは22年6月9日であり、申立期間において、法人格を有していたことが確認できることから、同社は厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

したがって、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成21年8月2日であると認められ、当該期間の標準報酬月額を18万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成9年2月から同年6月までは20万円、同年7月から10年6月までは24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月1日から10年7月18日まで

私は、申立期間にA株式会社に勤務していたが、年金事務所からの連絡で申立期間の標準報酬月額が退職後に遡及訂正された記録となっていることを知った。申立期間の標準報酬月額の記録を遡及訂正前の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA株式会社に係る標準報酬月額は、当初、平成9年2月から同年6月までは20万円、同年7月から10年6月までは24万円と記録されているところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年12月23日の後の11年3月8日付けで、9年2月に遡及して9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A株式会社における厚生年金保険の被保険者であった多数の者について、申立人と同様に標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できるところ、申立人は、「給料月額が急激に下がった記憶は無い。」旨回答している。

さらに、申立人は、申立期間当時、A株式会社B支店で現場工事を行っていた従業員であり、社会保険事務に関与していない旨回答している上、当該事業所の商業登記簿においても役員とはされていない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を遡って行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る

標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成9年2月から同年6月までの標準報酬月額を20万円に、同年7月から10年6月までの標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 10 日から 33 年 4 月 14 日まで
私は、申立期間に係る脱退手当金を受給した覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前の期間及び申立期間の一部期間における別の事業所での厚生年金保険被保険者資格を取得していた期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い。

また、申立人が申立期間後に厚生年金保険被保険者資格を再取得するまでの期間は約 1 か月半と短期間である上、再取得後の被保険者期間は申立期間と同一記号番号で管理されていることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年12月13日から38年2月28日までの期間に係る船員保険料を船舶所有者（A氏）により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該船舶所有者における船員保険被保険者の資格取得日に係る記録を37年12月13日、資格喪失日に係る記録を38年2月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、当該船舶所有者は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月から同年11月まで
② 昭和36年11月30日から37年3月19日まで
③ 昭和37年12月13日から38年2月まで

私は、申立期間①及び②において、B氏がチャーターした船舶Cに乗り組んだ。また、申立期間③において、A氏が所有する船舶Dに乗り組んだ。

しかし、船員保険の加入記録を照会したところ、申立期間①から③までは船員保険に未加入となっている。

申立期間に乗船したことは間違いないので、船員保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人の船員手帳には、申立人がA氏の所有する船舶Dに昭和37年12月13日に雇い入れられ、38年3月4日に雇止めされたことが記載されている。

また、申立人が共に船舶Dに乗り組んだとして名前を挙げた同僚3名は、いずれも昭和37年12月13日から38年2月28日まで、当該船舶所有者において船員保険に加入していることが確認できる。

さらに、当該船舶所有者の親族及び上記期間において当該船舶所有者において船員保険に加入している同僚の証言によれば、当該期間当時の乗組員数は 50 名前後であったと考えられるところ、船員保険被保険者名簿によれば、当該期間における被保険者数は 51 名であり、乗組員数と被保険者数がほぼ一致していることから、当該船舶所有者は当該期間においてほぼ全ての乗組員を船員保険に加入させていたことが推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③のうち、昭和 37 年 12 月 13 日から 38 年 2 月 28 日までの期間に係る船員保険料を当該船舶所有者により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該期間に船員保険の被保険者資格を取得し、被保険者名簿に記載されている同僚 2 名の記録から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間当時の船舶所有者は既に死亡しており、関係資料が存在しないため確認することができないが、仮に、船舶所有者から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われていないと認められる。その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 37 年 12 月分及び 38 年 1 月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③のうち、昭和 38 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日までの期間について、A 氏に係る船員保険被保険者名簿によれば、当該期間における被保険者はおらず、申立人が共に船舶 D に乗り組んだとして名前を挙げた同僚 3 名の資格喪失日も同年 2 月 28 日となっている。

また、申立期間①及び②について、申立人が共に出漁したとして名前を挙げた同僚 5 名は、いずれも当該期間において船舶所有者の B 氏において船員保険に加入していない。

さらに、申立期間①について、船舶所有者名簿によれば、B 氏が船員保険の適用を受ける船舶所有者となったのは昭和 34 年 12 月 1 日であり、当該期間においては船員保険の適用を受ける船舶所有者となっていない。

加えて、申立人は、当該船舶所有者の下に 40 名前後の乗組員がいたと述べているところ、船員保険被保険者名簿によれば、申立期間②における被保険者数は 10 名のみであり、当該船舶所有者は必ずしも全ての乗組員を船員保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

このほか、申立人の各申立期間のうち、昭和 37 年 12 月 13 日から 38 年

2月 28 日までの期間を除く期間に係る船員保険料の各船舶所有者による
給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主によ
り給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 5 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 42 年 3 月まで

私は、就職のため昭和 42 年 9 月に A 町から B 市に転居したが、44 年から 45 年頃に国民年金保険料の未納分の納付書が送付され、複数回にわたり分割して納付したので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の交付日は、B 市の国民年金被保険者名簿（電算データ）により昭和 44 年 8 月 5 日であることが確認できることから、申立人の B 市における国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により 44 年 5 月 22 日から同年 7 月 1 日までの間に払い出されていることが確認できることから、申立人は、B 市における国民年金の加入手続をこの頃に行ったものと推認され、この時点では申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）により、昭和 44 年 8 月以後、納付期限を経過した国民年金保険料を複数回にわたり納付していることが確認できる。

さらに、申立期間は 35 か月と長期間である上、国民年金被保険者台帳、B 市の国民年金被保険者名簿及び国民年金過年度納付記録簿においても未納期間となっているほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 62 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 62 年 12 月まで
申立期間の国民年金保険料は、私が、夫婦二人分を集金に来ていた地区の担当者に納付しており、申請免除の手続も行った記憶は無い。
夫の保険料は納付済みとされているのに、私の分の保険料だけが未納や申請免除とされていることに納得がいかない。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、自身で夫婦二人分を地区の担当者に納付し、申請免除の手続を行ったことは無いと主張しているところ、申立人及びその夫に係る A 町（現在は、B 市）の国民年金被保険者台帳には、「納付組合 22 22-1」の記載があることから、夫婦二人分の保険料は納付組合を通じて納付されていたものと推認されるが、オンライン記録によれば、申立期間前後の計 6 年間（昭和 58 年度から夫が口座振替を開始する平成元年度以前の期間）の夫婦の国民年金保険料の納付年月日は 2 か月間を除き全て異なっており、一緒に納付された形跡はうかがえない。

また、B 市に当時の納付組織に係る関係者及び関係資料について照会したところ、「各地区に年金委員がいたが、参考資料は保存されておらず、当時の納付方法等についても不明である。」旨の回答を得ている。

さらに、上記台帳によれば、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの期間の納付記録欄には表示が無く未納とされ、同年 7 月から 62 年 12 月までの期間の納付記録欄には申請免除の記載があり、いずれもオンラインの納付記録及び免除記録と一致している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 1516（事案 202 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

国民年金保険料納付記録について照会をしたところ、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 58 年 10 月から同年 12 月までの期間については、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

昭和 58 年 10 月から同年 12 月までについては、第三者委員会で記録訂正が認められたが、57 年 1 月から同年 3 月までは認められなかった。最初の 3 か月の記録が認められないのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 58 年 10 月から同年 12 月までの期間について、国民年金保険料が未納となっていることを不服として申立てを行ったところ、i) 申立人と同居していた申立人の両親については、これらの期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人の双子の姉についても、厚生年金保険被保険者資格を喪失した 57 年 3 月から国民年金に加入し、保険料を納付していることから、申立人は、国民年金制度に理解がある環境下にあったものと考えられること、ii) 申立人には同年 1 月から同年 3 月までの期間及び 58 年 10 月から同年 12 月までの期間以外に未納が無く、未納期間は、合計 6 か月と短期間であること、iii) 一方で申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 59 年 7 月の時点では、57 年 1 月から同年 3 月までの保険料は時効により納めることができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、58 年 10 月から同年 12 月までの期間についてのみ、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 6 月 20 日付けの年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和 57 年 3 月又は同年 4 月に国民年金への加入手続を行ったと主張しているものの、A市の国民年金被保険者名簿（紙台帳）では、申立人の被保険者資格取得日を 59 年 5 月 30 日に入力した旨の記載が確認できるところ、A市で国民年金への新規加入手続の処理がされてから、一定期間後に社会保険事務所（当時）へ進達が行われたことを考慮すると、その後の同年 7 月に社会保険事務所において国民年金手帳記号番号払出簿への記入が行われたことに不自然さは無く、申立人の国民年金加入手続は、A市の国民年金被保険者名簿に記載されている同年 5 月 30 日頃に行われたものと考えられる。

また、上記被保険者名簿によると、申立期間直後の昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を、当該保険料が時効により納付することができなくなる時点の直前に当たる 59 年 7 月 5 日に納付していることから、申立人の国民年金加入手続が同年 5 月 30 日頃に行われたため、申立期間の保険料は時効により納付することができず、加入手続の時点で納付が可能な 57 年 4 月から同年 6 月までの保険料から納付し始めたものと考えられる。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から50年3月まで

私が20歳であった昭和46年に、私の義父がA町役場で私の国民年金の加入手続きを行い、家族の分と合わせて私の国民年金保険料を納付してくれたと記憶しているが、年金事務所からもらった書類には、同年1月から50年3月までの期間は保険料を納付した記録が無い。

義父が私の国民年金保険料を納付してくれたはずなので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳であった昭和46年に、義父が申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれたとしているが、住民票の記載によれば、申立人がB町からA町に住所を異動したのは47年4月6日であることから、同日より前にA町において国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行うことはできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号が払い出されたのは昭和50年以降であると考えられる上、申立人は、所持している年金手帳は三制度共通の年金手帳（オレンジ色）1冊のみであるとしているところ、社会保険庁（当時）が当該年金手帳を交付したのは49年11月以降であることから、申立人の義父が申立人の国民年金の加入手続きを行った時期は、50年以降であると推認され、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行ったとする申立人の義父からは具体的な証言を得ることができず、申立人及びその夫は国民年金の加入手続き及び保険料の納付について関与していないことから、

納付状況等が不明である上、申立人の義父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月 28 日から 42 年 3 月 1 日まで
私は、昭和 41 年 11 月から 42 年 3 月までの期間は、A株式会社の季節労働者として、同社のB工場とC工場で勤務したが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管する同社C工場の社会保険資格得喪リスト及び申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所の申立期間に係る社会保険資格得喪リストでは、申立人に係る「健保届」（健康保険の届出）欄及び「失保届」（失業保険の届出）欄には担当者の押印が確認できるが、「年金届」（厚生年金保険の届出）欄には押印が無く、「厚生年金」（整理番号、記号番号、月額、等級）欄も空白になっている上、申立人が名前を挙げた同僚3名を含む季節工（季節労働者）全員が同様の記録となっている。

また、当該事業所では、上記社会保険資格得喪リストの状況から、「申立期間について、季節工は厚生年金保険には加入させない扱いだったと思われる。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できるほか、申立人が名前を挙げた同僚も、申立期間は国民年金保険料の納付済期間となっている。

このほか、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月1日から2年9月1日まで

私は、申立期間に株式会社Aの関連会社である株式会社Bの役員を兼務しており、株式会社Aから支給される給与のほかに株式会社Bの役員報酬として別途5万円が支給されていた。

株式会社Aは、両方の支給額を合算し報酬月額の届出をし、厚生年金保険料を控除すべきであり、現状の年金記録に納得ができないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、株式会社Aで厚生年金保険に加入しているが、株式会社Bの役員を兼務しており、当該事業所の役員報酬として支給された額についても株式会社Aは報酬月額の対象とすべきであると主張しているところ、申立人が所持する預金通帳により、当該期間に株式会社Aから毎月一定の金額が振り込まれていることが確認できる。

しかしながら、上記預金通帳に振り込まれた金額は、申立人が役員報酬であるとしている5万円から所得税を控除した金額であることが確認でき、厚生年金保険料が控除されていたとは認められない。

また、厚生年金保険制度において、二以上の事業所で報酬を受ける被保険者について報酬月額を算定する場合は、各事業所について算定した額の合算額をその者の報酬月額とし、その旨を届け出ることとされているが、申立期間は株式会社Aにおける被保険者期間とされている一方、申立人が申立期間に株式会社Bにおいて厚生年金保険被保険者となった記録は見当たらず、各事業所について算定した額の合算額を報酬月額とする旨の届出

がなされた形跡もうかがえないことから、株式会社A及び株式会社Bでは、申立期間当時、申立人が主張する役員報酬を厚生年金保険における報酬月額の対象とはしていなかったものと考えられる。

さらに、株式会社Aに照会したところ、当時の書類は廃棄済みである上、株式会社Bも解散しているため、申立人の給与の額及び厚生年金保険料控除額については不明である旨回答している。

加えて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月 1 日まで
② 昭和 49 年 3 月から 50 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 51 年 1 月から 53 年 1 月 1 日まで

申立期間①について、A 県の B 地区にあった「株式会社 C」で、季節労働者として勤務した。

申立期間②について、D 県 E 市にあった「株式会社 F」で、正社員として勤務した。

申立期間③について、「株式会社 G」の季節労働者として、H 株式会社で勤務した。

各申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、昭和 36 年に C 株式会社として設立され、39 年に A 県 I 市 B 地区に生産設備を設置している株式会社 J に照会を行ったが、同社では、「C 株式会社当時や申立期間当時の資料が無いため申立人について確認できない上、当社は何度か社名変更しており、申立期間当時は K 株式会社であった。」としているほか、同社のオンライン記録に申立人の氏名は見当たらない。

また、A 県内において、上記以外に、同じ名称で厚生年金保険の適用事業所となっている事業所があるが、同社の適用年月日は申立期間①以降の昭和 55 年 10 月 1 日である上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録にも申立人の氏名は見当たらない。

さらに、管轄法務局では、A 県 I 市 B 地区において、「株式会社 C」又は「C 株式会社」の名称で商業法人登記をした事業所は見当たらないとし

ている上、申立人には、申立期間①の雇用保険の加入記録は無いほか、同僚の氏名も不明であることから申立人の申立てに係る事業所における勤務実態等について証言を得ることができない。

申立期間②について、D県E市において、「株式会社F」又は「F株式会社」の名称で厚生年金保険の適用事業所となっている事業所は確認できず、申立てに係る事業所と類似名称である事業所の厚生年金保険の適用年月日は申立期間②以降の昭和 55 年 4 月 1 日である上、同社のオンライン記録に申立人の氏名は見当たらない。

また、D県内において申立てに係る事業所と類似名称で申立期間②に厚生年金保険の適用事業所となっている二つの事業所について、これらの事業所のオンライン記録に申立人の記録は見当たらず、このほかに、申立てに係る事業所と同名称又は類似名称で厚生年金保険の適用事業所となっている事業所は確認できない。

さらに、管轄法務局では、D県E市において、「株式会社F」又は「F株式会社」の名称で商業法人登記をした事業所は見当たらないとしており、申立人が記憶している事業主名をオンライン記録で確認したが特定することができない上、申立人には申立期間②の雇用保険の加入記録が無いほか、同僚の氏名も不明であることから申立人の申立てに係る事業所における勤務実態等について証言を得ることができない。

加えて、申立人は、申立期間②のうち、昭和 50 年 4 月から同年 6 月までの期間は国民年金に加入し、国民年金保険料の申請免除期間とされている。

申立期間③について、G株式会社では、「保管している資料を確認したが申立人が在籍していた記録は無く、申立人が従事していた仕事内容から、申立人は当社の下請会社の従業員だった可能性も考えられるが、当時の下請会社に関する資料は残っていないため、社名を確認することはできない。」としている。

また、申立人には、申立期間③の雇用保険の加入記録が無いほか、同僚の氏名も不明であることから申立人の申立てに係る事業所における勤務実態等について証言を得ることができない。

さらに、申立人は、申立期間③は国民年金に加入し、国民年金保険料の申請免除期間とされている。

このほか、申立人が各申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 1 月 25 日から同年 2 月 25 日まで
② 昭和 41 年 4 月 15 日から同年 6 月 24 日まで

私は、申立期間①については、A氏所有の船舶Bに乗り組んだ。また、申立期間②については、C氏所有の船舶Dに乗り組んだが、いずれの期間も船員保険の加入記録が無かった。

私の船員手帳には雇入年月日と雇止年月日が記載されており、それぞれ乗船していたのは確かなので、各申立期間を船員保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している船員手帳の雇入年月日及び雇止年月日の記載により、申立人が申立期間①はA氏所有の船舶B、申立期間②はC氏所有の船舶Dに乗り組んだことは推認できる。

しかしながら、申立期間①について、船舶所有者は既に亡くなっており、その後継者もない上、申立期間①当時の船長も亡くなっていることから、申立内容を裏付ける関連資料や証言を得ることができない。

また、申立人から聴取しても船舶Bに乗り組んだ同僚が不明であることから、オンライン記録により、申立期間①当時に船舶Bに乗り組んだと思われる者に申立人の当時の乗船状況等を照会したところ、回答のあった者は、申立人と一緒に乗り組んだことは覚えているものの、乗船期間及び船員保険料の控除等については不明であるとしている。

さらに、船舶所有者A氏に係る船員保険被保険者名簿によると、申立期間①及びその前後の期間において、申立人の氏名は確認できない。

申立期間②について、船舶所有者は既に亡くなっており、その家族の所

在も確認できない上、申立期間②当時の船長も自身の船員手帳を紛失したため、当該期間を含め全ての乗船について何も思い出せないと回答しており、申立内容を裏付ける関連資料及び証言を得ることができない。

また、申立人から聴取しても船舶Dに乗り組んだ同僚が不明であることから、オンライン記録により、申立期間②当時に船舶Dに乗り組んだと思われる者に申立人の当時の乗船状況等を照会したところ、回答のあった者は、乗船期間及び船員保険料の控除等は不明であるとしている。

さらに、船舶所有者C氏に係る船員保険被保険者名簿によると、申立期間②及びその前後の期間において、申立人の氏名は確認できない。

なお、船員手帳の雇用契約の記載は、船員法において、海上交通の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期するため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために記載させているものであり、船員手帳に記載されている雇入期間は必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

このほか、申立人の各申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として各申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 3 月 1 日から 50 年 3 月 31 日まで有限会社Aに勤務したが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとしている有限会社Aについて、オンライン記録によると、申立人が勤務したとする場所と同一所在地において事業主の姓が「A」とされている事業所が確認できるとともに、申立人の当時の勤務状況に関する記憶及び同僚の証言から、勤務期間の特定までは至らないが、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 53 年 10 月 1 日からであり、同日以前に当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 53 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得した者は申立人が記憶している同僚を含め 29 人確認できるところ、うち 15 人は同日の直前の期間は国民年金の加入期間となっており、そのうち 10 人が申立期間は国民年金の加入期間となっている。

さらに、申立人が記憶している同僚を含め 5 人に照会したところ、回答のあった 4 人のうち 3 人は当該事業所で厚生年金保険に加入したのは昭和 53 年 10 月 1 日であると証言している。

加えて、申立人が一緒に勤務したとしている申立人の母親は、申立期間は国民年金の加入期間となっている。

このほか、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月頃から 35 年 4 月頃まで
② 昭和 35 年 4 月頃から 37 年 7 月 18 日まで

私は、昭和 33 年 4 月頃に A 市にあった B 株式会社に入社し、経理補助をしていたが、給与から確かに厚生年金保険料が控除されていた。また、35 年 3 月末頃に同社を退職し、同年 4 月頃に C 株式会社（後に、D 株式会社）に入社し、同社の E 営業所（後に、F 支店）で経理を担当していたが、自分も含め社員の給与から間違いなく厚生年金保険料を控除していた。

申立期間①及び②を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B 株式会社の複数の同僚の証言により、勤務していた期間は特定できないが、申立人は、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、B 株式会社は、商号変更を繰り返した後昭和 45 年 3 月 14 日の役員退任の登記を最後に登記記録が閉鎖され、その後の記録が把握できない上、申立期間①当時の同社の代表取締役は既に他界していることから、申立人の厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人が B 株式会社の経理担当者であったと記憶している 2 人のうち、オンライン記録により所在が確認できた 1 人に照会したが、申立人の申立期間①当時の厚生年金保険の加入状況等について証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間①当時、B 株式会社は厚生年金保険の適用事業所とは

されていないものの、C株式会社の取締役を兼任していたB株式会社の当該期間当時の代表取締役（申立人の実兄）、及び申立人がB株式会社の同僚として名前を記憶する5人は、いずれも申立期間当時からC株式会社において厚生年金保険被保険者資格が確認できることから、当該期間当時のC株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、当該被保険者名簿に申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、当時のC株式会社E営業所の所長（申立人の夫）及び複数の同僚の証言により、申立人は、当該期間当時、同社同営業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、D株式会社では申立期間②当時の人事記録や賃金台帳を保管していない上、当該期間当時のC株式会社の代表取締役（申立人の実兄）及び申立人が同社の総務部長であったとしている申立人の義姉（C株式会社代表取締役の妻）は、いずれも既に他界しており、当該期間当時の厚生年金保険の加入状況等について確認することはできなかった。

また、D株式会社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」により、申立人は、昭和37年7月18日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、同資格取得日は、D株式会社に係る申立人の「厚生年金保険被保険者記号番号払出簿」、「健康保険厚生年金保険被保険者原票」及びオンライン記録と合致している。

さらに、申立期間②当時、C株式会社の総務部長であったとしている申立人の義姉は、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、申立人のD株式会社における被保険者資格取得日（昭和37年7月18日）より後の昭和37年9月1日に同社において初めて厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立期間②当時のC株式会社の「健康保険厚生年金保険被保険者名簿」及び「健康保険厚生年金保険被保険者原票」の中に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2582 (事案 355 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 27 日から 42 年 6 月 21 日まで
前回の申立てについて、年金記録の訂正は認められないとの回答をもらったが、私は、脱退手当金を受け取っていないので、再度、審議の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和42年11月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことがないこと、ii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年11月21日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして、再申立てを行っているが、A年金事務所に保管されている申立人の脱退手当金の請求から支給に至るまでの事務処理の経過が記載されている請求書受付経過簿及び申立期間の脱退手当金を支給したことを記録した厚生年金保険脱退手当金支給報告書の記載内容も、オンライン記録と合致しており、申立人からは新たな資料や情報の提出は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金が未請求となっている別事業所の厚生年金保険被保険者期間が確認できるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の被保険者記号番号で管理されており、申立期間の脱退手当金が請求された昭和 42 年当時、社会保険事務所（当時）では、請求者からの申出が無い場合、別の記号番号で管理されている被保険者期間を把握するのは困難であったものと考えられることから、当該未請求期間があることだけをもって、不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 4 日から 41 年 12 月 24 日まで
A 県 B 市にあった C 株式会社に勤務していた申立期間については、昭和 42 年 4 月 25 日に脱退手当金が支給されたことになっているが、私は結婚のため退職し、41 年 12 月 25 日には D 県 E 町（現在は、F 市）にいたと記憶している。

脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について脱退手当金裁定請求書が存在しており、当該請求書によれば、婚姻後の D 県の住所地が記載されている上、昭和 42 年 2 月 24 日付けの G 社会保険事務所（当時）の受付印及びオンライン記録の脱退手当金支給決定日と同じ同年 4 月 25 日付けの「隔地払」の押印が確認できることから、同請求書に記載されている住所地に脱退手当金の支払決定通知書が送付されたものと考えられる。

また、申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票で、申立人の前後 71 人の女性のうち、脱退手当金の受給要件を満たし申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年間に資格を喪失し、かつ、3 か月以内に再取得していない 7 人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む 3 人に脱退手当金の支給記録があり、いずれも資格喪失日から 4 か月以内に支給決定がなされている上、支給記録のある同僚の 1 人は、「事業所から脱退手当金の説明を受け、請求手続は事業所が代行してくれ、脱退手当金を受給している。」と証言していることなどを踏まえると、申立期間当時、事業主による代理請求がなされてい

た可能性が高く、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと推認される。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が確認できるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金が未請求となっている別事業所の厚生年金保険被保険者期間が確認できるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の被保険者記号番号で管理されており、申立期間の脱退手当金が請求された昭和 42 年当時、社会保険事務所（当時）では、請求者からの申出が無い場合、別の記号番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、当該未請求期間があることだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 11 月 1 日から 14 年 3 月 1 日まで

私が株式会社Aで厚生年金保険に加入していた期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも著しく低額となっており、特に、銀行振込により給与が支給されるようになった平成 8 年 10 月以降は、預金通帳に記載された振込額が標準報酬月額よりも高くなっているのは不自然なので、実際の給与額に合わせて標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する預金通帳によれば、平成 8 年 10 月以降の期間のうち大部分の期間について、株式会社Aからの振込額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

これに関して、申立人に係る給与明細書は無い上、賃金台帳等の資料が保管されていないため、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料額を確認することはできないが、申立人と同時期に株式会社Aで厚生年金保険に加入している同僚 4 名が所持する給与明細書によれば、このうち大部分の期間について、給与の総支給額に見合う標準報酬月額はオンライン記録を上回っているものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はおおむね

オンライン記録と一致していることから、申立人についてもオンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料を控除されていたと推認され、特例法による記録訂正の対象には当たらないと判断される。

また、申立期間に係るオンライン記録の標準報酬月額について、遡及減額等の不自然な訂正処理がなされた形跡は認められない。

さらに、雇用保険の記録上、申立人が平成5年11月1日に資格取得した際の賃金月額は12万円と記録されており、厚生年金保険の標準報酬月額（13万4,000円）と近似している。

加えて、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 9 月から 33 年 2 月 1 日まで
② 昭和 33 年 2 月 1 日から 39 年 3 月 21 日まで
③ 昭和 39 年 3 月 21 日から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 9 月から 39 年 5 月末日まで、株式会社Aに勤務した。

しかし、年金記録を確認したところ、勤務した期間のうち、昭和 32 年 9 月から 33 年 2 月 1 日までの期間及び 39 年 3 月 21 日から同年 6 月 1 日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い上、33 年 2 月 1 日から 39 年 3 月 21 日までの期間については、脱退手当金を受給したとされていることが分かった。

各申立期間について、株式会社Aに勤務し、脱退手当金を受給していないことは事実なので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が株式会社Aに勤務し始めた際の上司として挙げている2名は既に亡くなっており、申立人の申立期間①における勤務実態を確認することができない。

また、株式会社Aに勤務していたと考えられる4名に照会したところ3名から回答があり、全員が「申立人のことを知っている。」としているが、申立人の入社した時期についての証言を得ることができない上、申立人が、自分より後に入社したとして挙げている同僚は、「私は昭和 33 年 2 月 21 日から株式会社Aに勤務し始めた。」としているところ、

その者が当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは昭和 33 年 4 月 1 日であることが確認できることから、当該事業所では、必ずしも採用してすぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

申立期間③について、回答があった上記 3 名から申立人の退職した時期についての証言が得られず、申立人の申立期間③における勤務実態を確認することができない。

また、申立期間①及び③について、株式会社 A の後継事業所である B 株式会社に照会したが、当時の資料は保管していないとしており、申立人の申立期間①及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、株式会社 A の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人に係る記載はオンライン記録と一致しており、不自然な訂正等は見当たらない上、申立期間①及び③において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、株式会社 A の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の欄に脱退手当金を支給されていたことを示す「脱」の表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。